

平成21年10月20日
社会・援護局保護課
(担当・内線)
課長補佐 生沼(2831)
保護係長 村岡(2826)
(電話代表) 03(5253)1111
(F A X) 03(3592)5934

社会福祉各法に法的位置付けのない施設に関する 調査の結果について

平成21年1月28日付事務連絡により、各都道府県、指定都市及び中核市(生活保護担当部署)に対し標記の調査を実施したところ、平成21年1月1日時点で把握している社会福祉各法に法的位置付けのない施設を利用する生活保護受給者の人数及び施設の数以下のとおりです。

【調査結果】

	今回報告値
法的位置付けのない施設を利用している生活保護受給者の数	12,587人
うち、県内施設を利用している者の数	12,015人
うち、県外施設を利用している者の数	572人

○ 生活保護受給者が利用している法的位置付けのない施設の数

1,437施設

(内訳)①高齢者を対象とした施設:825(うち高専賃243)、②ホームレスを対象とした施設:127、
③アルコール依存症者を対象とした施設:41、④薬物依存症者を対象とした施設:39、
⑤その他405

○ 基本事項

1 法的位置付けのない施設を利用している被保護者の数 : 12,587人

- 保護の実施責任のある都道府県別の入所者数としては、大阪府が最も多く、次いで北海道、愛知県、千葉県、沖縄県、東京都が多い状況。
- 施設が所在する都道府県別の入所者数としては、大阪府が最も多く、次いで北海道、愛知県、千葉県、沖縄県が多い状況。
- 県外の施設を利用している被保護者は、東京都が約9割を占める。

2 施設の実数 : 1,437施設

- 施設が多く所在する都道府県としては、北海道が最も多く、次いで大阪府、沖縄県が多い。東京都は首都圏でも少ない状況。
- 施設種別の状況としては、
 - ・ 高齢者を対象とした施設が最も多く、全体の過半数で、多くの自治体に所在している。
 - ・ ホームレスを対象とした施設は、都市部に集中しており、14都道府県に所在している。

○ 設備に関する事項

3 定員数

- 定員20人未満の施設が全体で6割を超え、特にホームレスを対象とした施設については、4割以上の施設が10人未満のとなっており、比較的小規模のものが多く。
- 高専賃の場合は、20人以上の施設が約6割程度と比較的大規模の施設が多い。

4 一人あたりの居住面積

- 6畳以上の施設は、6割程度あり、特に高齢者を対象とした施設は他の種別の施設より比較的広い居室面積の施設が多い。
- ホームレスを対象とした施設については、4畳半以下の部屋が2割を超え、平均よりやや狭い状況。
- アルコール依存症者を対象とした施設や薬物依存症者を対象とした施設については、不明とする回答が多い。

5 家賃額

- 約 8 割の施設は生活保護の住宅扶助基準の範囲内であるものの、明らかに住宅扶助基準を上回る施設は、高齢者を対象とした施設を中心に一部見受けられた。
- ホームレスを対象とした施設については、家賃が住宅扶助費の基準額の範囲内である割合が最も高い状況。
- アルコール依存症者を対象とした施設や薬物依存症者を対象とした施設については、不明とする回答が多く実態の把握が十分ではない状況。(不明とする理由としては、食費や支援に要する費用を一体的に徴収している場合が考えられる。)

○ 運営に関する事項

6 配置職員数(職員一人あたりの定員数)

- 過半数の施設は定員 10 名に 1 人(非常勤を含む)以上の職員を配置している状況。
- 特に、要介護高齢者を対象とした施設については、半数程度が定員 3 名につき 1 人以上の職員を配置している状況。
- ホームレスを対象とした施設については、配置職員が最も少ない状況であるが、不明とする回答が多い。

7 介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している入所者

- 半数程度の施設で、介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している入所者が確認された。特に、高齢者を対象とした施設での利用が多い。
- アルコール依存症者を対象とした施設や薬物依存症者を対象とした施設については、障害福祉サービスを利用している入所者がいる施設が確認された。

8 金銭管理を行っている施設数

- 過半数の施設において、金銭管理を行っていることが確認された。特に、アルコール依存症者を対象とした施設や、薬物依存症者を対象とした施設の約 8 割程度が金銭管理を行っている。

9 複数人部屋の割合

- 6 割程度は個室のみの施設であるが、アルコール依存症者を対象とした施設や、薬物依存症者を対象とした施設においては、個室の割合が低いことが確認された。